

# 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部会報

No.  
**26**

2020/5/15

■発行/編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

■発行場所 〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル4階 電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505  
URL <http://www.jashcon-tokyo.com> E-mail: [jashcont@basil.ocn.ne.jp](mailto:jashcont@basil.ocn.ne.jp)



## 無限の安全と有限の費用



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長 **山室 栄三**

皆さんの組織では解決すべき安全衛生上の問題はないでしょうか。

職場の安全衛生と健康確保は事業者の責任です。事業所の安全衛生の問題の発掘と解決にコンサルタントが支援いたします。

最近東京支部が実施した業務から見えることは、幅広い分野で安全衛生意識が浸透してきてはいますが、どのように実施するかという専門的な知識などが不足しているということです。

コンサルタントが実施した業務すなわち企業等が課題の解決として求めている主なことは、労働災害発生後の対策、リスクアセスメントの実施、安全衛生の講演や教育の講師、工場や建設現場の巡視と災害防止対策、法令遵守状況の確認と監査、管理規程や作業手順等の作成などです。

これらの業務は中小の事業場から大手の企業まで、幅広く支援の対象となっています。

中小の事業場では、どこに危険等が存在するか不明、危険が何かわかってもとるべき対策がわからない、さらに対策がわかっても改善する資金がないという負のサイクルの存在がみられます。そこに危険の芽が存在することになり、人が介在すると災害が発生するパターンが多くみられます。

一方大手企業では法定事項の順守、各種の安全衛生対策や自主活動等が実施されているにもかかわらず、重大災害が発生し何が原因か不明であるなどのケースがあります。コンサルタントは、中小の事業場では、直面する負のサイクルを断ち切るための費用のかからない暫定的な対策の提案や、大手企業では真の原因はどこにあるのか聞き取り調査、各種プログラムの実態調査などを実施しています。コンサルタントは状況に応じて柔軟な対応を取り、効果的な対策の提案を目指しています。

それではどの程度まで安全衛生を実践するのか、あるいは安全のレベルはどこまで確保すべきなのでしょう。一般的な産業界では無限の安全の要求を有限の費用で満たすことはできません。この課題解決には知恵が必要です。

安全とは災害がないことではなく危険がないこと、さらに許容不可能なリスクがないことと理解されるようになってきました。リスクをどこまで受け入れるのか、どの程度除去するのかはALARPの原則が参考になります。リスクは①いかなる努力を払ってでも低減しなければならない「受入れ不可能なリスク」、②無視できるレベルと考えて、それ以上のリスク低減は検討不要とする「受入れ可能なリスク」、③この間の領域はALARP領域とされ、コスト等が正当化される範囲でリスク低減の努力をするべきという3つの領域に分類されています。ALARPとは(… as low as reasonably practicable …)の頭文字です。「リスクは合理的に実現可能な程度にできるだけ低くする」ということで、合理的に実現可能なより高い優先順位のリスク低減措置から実施しますが、リスクはゼロになることはありません。経済性を無視した「何でもかんでもリスク低減」という考え方では、現実的な対応ではないこととなります。

さらにその時代の最高の安全対策を取り入れるという趣旨で State of the Art の考え方、すなわち最新最高の技術を安全分野にも取り入れる必要があります。何十年も前の陳腐化した安全装置であっては、社会通念上は許されないこととなるでしょう。

知恵を発揮し現実的な対応を、そして最新の技術の確保が企業の取り組むべき姿勢となります。そしてその提供を図るのがコンサルタントです。きっと適切な解決策が見つかります。



# サービス産業で増加している高齢者の 労働災害を防止するための取組



東京労働局労働基準部

安全課長 山崎 琢也

～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より積極的に労働災害防止活動にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省のホームページに各種情報を掲載しておりますので、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するために、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策にご協力いただきますようお願いいたします。

また、都内の労働災害の発生状況ですが、令和元年は、平成30年に引き続き1万人を超え、中でも小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業といった第三次産業において増加が顕著です。一方で、死亡災害に限ってみると、各事業場における取り組みの結果、近年大きく減少し、令和元年は、過去最少となる見込みです。

「一億総活躍社会」の実現が目指されている中で、第三次産業の労働者数の急速な増加や、労働力の高齢化に伴い、労働災害の防止に向けては、新しい切り口や視点での対策が求められており、労働安全衛生行政に求められている役割も変化しております。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「サービス産業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」とされたことなどを受け、本年3月16日に高齢者の労働災害防止のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）がとりまとめられました。

特に都内における労働災害の6割を占める第三次産業の災害を減らすためには、高齢者に対する対策が急務であると考えており、本ガイドラインについて広く事業者に対する周知をお願いするとともに、本ガイドライン策定を受けて、個別事業場に対するコンサルティングの実施や中小企業に対する支援制度（エイジフレンドリー補助金）が創設されましたので、併せて周知いただけますようお願いいたします。

労働災害防止のためには、皆様方のような外部の専門家による支援が有効であると考えております。各事業場に対する安全衛生対策に関する助言に感謝するとともに、引き続き、「Safe Work TOKYO」のロゴマーク、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」のキャッチフレーズ、「私の安全宣言コンクール」など、当局が実施する行事等についても引き続き周知をお願いいたします。

最後に、貴協会支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。



# 「第13次労働災害防止計画の3年目を迎えて」



東京労働局労働基準部

健康課長 関 憲 生

本年4月1日付けで東京労働局労働基準部健康課長に着任しました関と申します。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より労働者の安全と健康確保のため、ご協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が全国を対象に発せられる状況となり、社会生活のあらゆる面において影響を及ぼしている状況にあります。こうした中、貴支部並びに会員の皆様方におかれましては、感染症を防止するため、お一人お一人が感染防止に即した対応が図られているかと思いますが、引き続き、感染症の拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

さて、本年度は、第13次東京労働局労働災害防止計画をスタートさせて3年目となります。本年度は、これまでの推進状況を精査し新たな課題へ取り組むこととしており、労働衛生分野においては、「労働者の健康確保対策、過重労働による健康障害防止対策」と「化学物質による健康障害防止対策」を最重点事項とし、次の取組を推進することとしています。

- ①働く人たちの健康をめぐる状況は、東京労働局管内の定期健康診断の結果報告では、「何らかの所見を有する」労働者は、平成30年では53.5%となり、前年より1.3%増加しています。そうしたことから、長時間労働やメンタルヘルス不調等により、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるよう改正労働安全衛生法の内容について周知を図るとともに法令遵守について指導します。
- ②東京労働局管内の労働者50人以上の事業場における令和元年の「心理的な負担の程度を把握する検査」（ストレスチェック）の実施率は、79%（令和2年4月17日現在）となっており、実施の徹底を図るため、引き続き、労働者50人以上の事業場に対して指導するとともに、ストレスチェック結果の集団分析及びこれらを活用した職場環境改善の取組の促進を図ります。
- ③化学物質による健康障害防止対策については、化学物質取扱い事業場に対し、計画的に、監督指導等を実施し、健康診断の実施による健康管理等法令遵守の徹底を図るとともに、作業環境測定の実施結果に基づいた作業環境の改善、さらに、規制対象外の物質を含めたリスクアセスメントの実施を徹底し、その結果に基づき有害要因の除去や有害物の発散の抑制等のリスク低減措置等に取り組むよう指導します。

以上の取組について、事業場における具体的な対策を実施するためには、専門的な技術や知識が求められるところであり、労働安全衛生分野の専門家である貴支部のご理解とご協力は不可欠です。

最後に、貴支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

## 令和元年度東京支部業務実績

### 【労働安全衛生コンサルタント制度の普及】

労働災害防止を目的とした労働安全衛生コンサルタント制度の普及に貢献するため、以下の取り組みをしています。

1. 労働安全衛生コンサルタント制度の周知活動としてリーフレットや会報の発行・配布。
2. 令和元年度の全国安全週間に係る各種行事や、産業保健フォーラム IN TOKYO 2019 に参加し、当支部の安全衛生相談コーナーを設置。

### 【令和元年度のコンサルタント業務の展開】

1. 安特(安全管理特別指導事業場)、衛特(衛生管理特別指導事業場)の支援  
安特、衛特に指定された事業場のうち、1件の事業場の支援業務を実施しました。
2. 厚生労働省委託事業  
令和元年度「受動喫煙防止対策に係る各基準協会の合同説明会へ講師派遣と受動喫煙防止対策に係る主催説明会」を実施しました。
3. 受託業務  
当会には様々な業種の事業場から労働安全・労働衛生に関するご相談に対応しています。特に、健康増進法の施行に伴い東京都でも独自の条例を制定し、東京都並びに各区の受動喫煙防止対策のアドバイザー派遣や、喫煙所設置に関する助言・指導業務が多くの比率を占めました。
  - (1) 受動喫煙防止対策支援業務(東京都関連を中心として)
  - (2) 安全衛生診断業務(金属加工会社、大手材料会社、通信会社や建設工事現場など)
  - (3) 安全衛生講演や講習(現場の作業員や経営層などを対象に)
  - (4) 大型土木工事の安全指導(下水道のシールド工事に係る安全対策指導)
  - (5) 集合住宅の安全点検業務(仮設足場や外構工事などを対象として)

## 厚生労働省・東京都委託事業

### 受動喫煙防止対策事業 — 改正健康増進法施行年にあたって



東京支部 労働衛生コンサルタント 高橋 明彦

受動喫煙防止対策は改正健康増進法により、2019年7月1日より第一種施設(学校・病院・児童福祉施設など)の屋内禁煙規制をはじめとして段階的に施行され、2020年4月1日からは全面施行となっています。

対策の基本的な考え方は、屋内において受動喫煙防止対策を講ずること及び健康影響が大きい子供・患者等が主な利用者となる施設について対策を一層徹底することです。東京都の場合は、都条例により第二種施設のうち飲食店及び第一種施設の保育所、幼稚園、小中高等学校等について独自の規定を追加しています。

全面施行に向けて法律の周知と具体的な措置の徹底を図るため、国及び都道府県・市区では、説明会、電話相談および施設での実地指導等の施策を令和元年度に続き令和2年度も無料で実施しています。

日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部では、労働衛生コンサルタントが説明会の講師、電話相談での技術的事項のアドバイス及び施設での実地指導等によるアドバイザー業務を行なっています。

2019年度の実績総件数はおよそ1960件で、内訳は説明会講師：60件、電話相談対応：1000件、実地指導：900件となっています。



喫煙専用室の例



集合施設の共用喫煙室



飲食店の喫煙室

相談内容は、法規制の解釈に関する事、既設の喫煙室の法適合性に関する事、屋内外喫煙所の設置場所・構造に関する事および補助金の申請に関する事等が主なものとなっています。

受働喫煙防止対策は規模を問わず全ての業種(施設)が対象となり、屋内では全面禁煙或は原則禁煙の対応が必要となります。原則禁煙の場合は屋内に喫煙専用室の設置が必要となります。

喫煙専用室の3つの技術要件

- ① 喫煙室出入口の気流が0.2m/s以上
- ② 壁・天井等による区画
- ③ 屋外排気

を満たすためには工学的な知識が必要となります。出入口の気流の風速0.2m/sを確保するための排風機(換気扇)の選定は施工業者の方でも知識が十分とは言えないのが実情です。また、既設の喫煙室の適合性判断には風速の測定が必要になりますが、その場合はコンサルタントが風速計を持参し、測定を行ってアドバイスをしています。

店舗毎に構造、設備の状況が異なりますので、個別対応が必要なケースが多く、現地に伺ってのコンサルタントによる実地指導は本事業の推進に大きく貢献しています。

スモークテスターによる気流の確認



風速の測定



今年は法律の施行開始年ですが、その周知は今だ十分とはいえ、多くの事業主の方がどう対応したら良いのかよくわからないというのが実状と思われます。

喫煙室はあるが法律に適合しているか不安、或はこれから対策を実施したいがどうしたらよいかわからないなどの場合は、厚生労働省または都道府県・市区の相談窓口にご相談ください。相談窓口を通して我々労働衛生コンサルタントがご支援させていただけると思います。まずはお気軽にご相談ください。

2019年度においては、当支部の以下の規約・規程の改正や制定が企画委員会で検討され、常任幹事会での審議を経て幹事会で承認されました。

1. 会員の懲戒について： 当支部の従来規約・規程を改正し、懲戒条項を業務部会規程中に編入することにより、当支部による懲戒の定めが、業務部会員に限定されることを明確にしました。日本労働安全衛生コンサルタント会(本会)の定款・規程による懲戒の定めは、従来どおり全会員に適用されます。
2. コンプライアンスについて： 当支部のコンサルタント会員・事務局職員を対象にして、コンプライアンス(法令、本会の定款・倫理綱領・行動規範などの順守)を、どのようにして実施するか重点をおいたコンプライアンス実施規程を制定しました。その中で、コンプライアンス実施状況を監視するコンプライアンス委員会を常設することを定め、また各業務部会員・事務局職員には、コンプライアンス誓約書への署名が求められることなどを決めました。
3. 建築物石綿含有建材調査者の資格取得補助金について： 石綿使用建築物の解体が今後増加して2028年頃にピークを迎えると予想されている折から、解体時の石綿飛散による健康障害防止措置が確実に実施されるようにするため、国では、石綿含有建材の使用実態を事前に調査する「建築物石綿含有建材調査者」(以下、調査者)を資格化し(平成30年10月)、その育成を図ろうとしています。この資格を取得すれば、石綿使用建築物の解体の事前調査を実施することができ、また調査者講習の講師を務めることができますので、不足する調査者を労働安全・衛生コンサルタントが担当することにより、コンサルタントの業務拡大と社会貢献実施の機会増大に繋がると期待されます。当支部は、会員コンサルタントに、この資格取得を奨励するため、資格取得補助金規程を定めて、調査者講習受講料の1/2を資格取得者に補助することにしました。

令和元年度の広報委員会活動は、会報誌第25号の発行および幹事会議事録の作成、各専門委員長や東京支部事務局からの依頼を受けた記事のホームページへの掲載が主な活動です。

#### 1. 第25号会報誌の発行

会報誌には、例年掲載頂いております東京労働局労働基準部安全課長直野泰知様から「第13次労働災害防止計画2年目を迎えて」と題して東京労働局の基本的考えかた3点を紹介していただきました。また、同基準部健康課長田村三雄様から「健康確保対策と化学物質による労働災害防止対策」と題して3点について紹介を頂き、多くの読者の方に東京労働局の令和元年度の労働災害防止計画がご理解いただけたと感じております。

会報誌の構成がマンネリ化しているため委員会で検討してきましたが、会報誌第26号から、労働安全・衛生コンサルタントから労働安全衛生活動における記事を寄稿していただき、4例ほど掲載して参考にさせていただくことに致しております。今後は、さらに読者に役立つ情報の掲載などを検討しております。

#### 2. 幹事会議事録は記録の保存、及び、業務部会員へ東京支部の情報を周知する手段として、地区部会長から地区部会議等で業務部会員に周知していただいておりますが、議事録作成は作成に時間を要しており改善の余地を残しております。

#### 3. ホームページは、お客様の利用状況をお聞きすると、東京支部の場所・連絡先の検索・どんな業務を手伝っていただけるかなどの調査で利用していただいております。お陰様で多く方から支部にご連絡があり受注に貢献できており、今後もさらに充実させていきたいと考えております。

また、会員には、今後もタイムリーな支部情報を案内してまいります。

## 事業委員会



事業委員会委員長 鈴木 信生

1. コンサルタントの知名度向上に向けての取り組み：「労働安全コンサルタント」「労働衛生コンサルタント」制度は昭和47年に労働安全衛生法で制定されて以来48年経過していますが、その名称や業務内容についての社会での認知度は、まだまだ十分ではありません。このため、東京支部においては継続してその役割、活動について、少しでも多くのお客様（事業場等）に知って頂くよう日々取り組んでいます。具体的には労働安全衛生コンサルタントの業務紹介のリーフレットや当会報を毎年8000部発行し、安全週間や労働衛生週間での各監督署、基準協会主催の趣旨説明会において配布し同時にコンサルタント会の紹介の説明もさせていただいています。これらの業務は各監督署ごとに担当のコンサルタントを定めて継続して訪問しています。さらに東京労働局主催の東京産業安全衛生大会や産業保健フォーラム IN TOKYO でも毎年それぞれ約1000部を配布しています。
2. 最近の主な事業内容： 昨年度の特徴的な業務だったのは受動喫煙防止対策支援業務であり、収益事業の約75%を占めるまでに至りました。厚生労働省、東京都、区及び関係企業より支援要請を受け活発に活動しました。その他の業務は、令和元年度東京支部業務実績にも示されていますが、主なものは下記の業務でした。安全衛生診断業務は、事業場の良い点、改善を必要とする事項を提案し、更なる改善に向けての具体的方法を示し進めておりますが、多くの方より依頼を受けました。  
足場・外構点検業務は、リスクの高い建設現場での足場組立や外構作業などに対して、工事依頼者側からも専門家の点検を望むケースが増え活動が活発化しました。講演会・教育の講師業務は、事業場等での安全衛生大会や各種安全衛生教育の講師として依頼を頂いております。
3. 顧客の主な業種と依頼内容：
  - 1) 建設業：発注者・建設業の現場診断業務、安全衛生マネジメントシステムの検証など。
  - 2) 製造業：化学工業、非鉄金属、食料品など各種製造業の安全診断と改善提案など。
  - 3) 運輸業その他：運送業、卸売業、飲食業、郵便・通信業、各種サービス業など幅広い業種から災害防止対策の相談・依頼など。

## 研修委員会



研修委員会委員長 中村 健一

厚生労働省が定めた「第13次労働災害防止計画」（以下「13次防」と略す）における、重点事項の内容には、建設業における墜落・転落災害等の防止、労働者の健康確保対策の推進、化学物質・石綿による健康障害防止対策、更に、就業構造の変化に対応した対策として、社会福祉施設等の第三次産業対策、転倒災害の防止、外国人労働者対策等が記述されています。

13次防の2年目となる令和元年度東京支部の研修会では、毎年実施する労働安全行政の動向、労働健康行政の動向の他、13次防重点事項等に基づき研修テーマを定め、労働安全・衛生コンサルタント活動に活かしていただきたく研修会を開催しました。

より多くの会員が研修会に参加され、お客様満足度を更に高めるよう活動されることを期待しております。3月3日の研修会は新型コロナウイルス感染症対策のため、延期としました。

回	開催日	会場	研修テーマ	講師（敬称略）
1	R1.6.18	学士会館	1. 「どうなる日本の政治」	読売新聞特別編集委員・橋本 五郎
2	R1.7.30	仏教伝道センタービル	1. 「今年度の労働安全行政の動向について」 2. 「今年度の労働健康行政の動向について」	東京労働局安全課長・直野 泰知 東京労働局健康課長・田村 三雄
3	R1.10.10	三田労働基準協会ビル	1. 「なぜなくなる！ 墜落・転落災害」 2. 「衛生水準の診断にかかわる「健康診断」について考える」	塩家 護（城南） 澤 律子（城東北）
4	R1.12.3	仏教伝道センタービル	1. 「外国人労働者の労働安全衛生」 2. 「社会福祉施設における労働安全衛生」	（公財）国際研修協力機構実習支援部 副部長・酒井 康之 福本 正勝（城西）

## 『グローバル企業の安全衛生意識』



労働安全コンサルタント 中河原 一秀

グローバル企業の安全衛生意識の高さについて、筆者の経験で感じた例を記してみます。

1. 2000年代初めのこと： 筆者は、アメリカに本社を置くある化学系企業の日本法人に勤務していました。この会社では、CEOが安全衛生方針を社員に約15分に渡って語りかけるビデオがあり、社員は、安全衛生教育の一環として、毎年1回そのビデオを見ることを義務付けられていました。ビデオを通して、CEOの安全・衛生・環境に対する熱い思いが伝わってきました。また、CEOが社員を前にして行う四半期ごとの業績発表の折には、最初の議題は、安全・衛生・環境の業績であり、その後、売上・利益などの業績を発表していました。安全衛生方針の第1番目にあつた「安全より重要なものは何もない、売上げでもなければ利益でもない。」を実践していました。
2. 2019年のこと： 日本の大手IT企業がオーナーとしてデータセンターを関東地区に建設中でした。アメリカに本社を置くあるグローバルIT企業が、そのデータセンターにサーバー等を設置するためテナントとして入る計画がありました。建設中のデータセンターには、テナントの技術者が月1回以上、安全巡視に訪れ、途中からは、テナントがオーナーに対し、安全専門の第三者に建設工事中の安全チェックをしてもらうよう要求しました。そこでオーナーから労働安全衛生コンサルタント会東京支部に月1回の安全チェックと英文報告作成（テナントへの報告）の依頼があり、工事完了間近まで約1年実施しました。テナントが、データセンターの使用面から見た安全性をチェックするのは勿論ですが、建設工事の安全チェックにも熱心だったのには驚きました。工事中に、労災には至らなかったものの重大な墜落事故が発生した折には、事故の原因・再発防止対策の報告検討会にオーナー・ゼネコン・下請け業者に交じりテナントが重大な関心をもって参加し発言していました。

なお、上記の墜落事故では、危険予知活動が行われたものの墜落の危険が見落とされていました。その後、オーナーが、現場の危険予知活動の記録を週1回チェックするようになりましたが、リーダーの署名がないなどの不備が散見され、危険予知活動が形骸化していたことが明らかになりました。危険予知活動は、しっかりやれば事故防止に効果的だと思いますが、危険を予知し対策するという本質が疎かになり、掛け声などの形式に流れていると筆者は日頃感じていました。参考までに、米国グローバル企業では、危険予知を違った形で行っていました。例えば、ある企業では、安全の基本として、“Think, think, think, before you act.”という標語をミーティングの都度説明し、別の企業では、各人に安全基本ルールをカードにして携行させ、その中には「どのような作業も開始前に2分間とって、危険性と対策を考えなさい。」の文言で注意喚起していました。

## 『迷いやすい労働安全衛生法令の解釈事例』



労働安全コンサルタント 鳥居 卓嗣

労働安全衛生関係の法令を解釈するときに迷う時があります。

1. (問) 第一種圧力容器を24時間3交代制で使用する場合、第一種圧力容器取扱作業主任者を直毎に3人選任する必要があるでしょうか？

(答) 昭和48年3月19日基発第145号に「法の施行の疑義について下記の通り解釈する」とあります。それによれば、「作業主任者のうちでも、ボイラー取扱作業主任者、第一種圧力容器取扱作業主任者（化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業について選任された第一種圧力容器取扱作業主任者を除く。）および乾燥設備作業主任者については、必ずしも各直毎に選任させる必要はない。それ以外の作業主任者については、労働者を直接指揮する必要があるので各直毎に選任させなければならない。」とあります。これをもとに判断できます。

2. (問) 吊り能力500kg未満のチェンブロックを使用して荷物をつり上げ、その下に治具を置き、治具の中につり荷を納める作業を行います。チェンブロックでの荷の水平移動はありません。この作業は玉掛業務に当たり、作業者は技能講習や特別教育の受講義務があるでしょうか？

(答) 玉掛業務で技能講習又は特別教育が必要なのは、クレーン等を扱って作業を行う場合です。チェンブロックがクレーンに該当するか否かが問題です。

昭和47年9月18日基発第602号の中に「クレーン」とは、荷を動力を用いてつり上げ、およびこれを水平に運搬することを目的とする機械装置をいうこと、とあります。従って、チェンブロックは水平には移動しないのでクレーンに該当しません。それ故、チェンブロックを用いての作業は技能講習又は特別教育は必要ありません。

3. (問) 労働安全衛生法令で、例えば6か月以内に定期的に点検することと記載があります。仮に、4月10日に実施した場合、次の点検はいつまでに実施が必要でしょうか？ 次のどれが正しいでしょうか？ a. 10月10日、b. 10月9日、c. 9月末、d. 10月末

(答) これに関しては労働安全衛生法には記載がありません。民法第140条に「暦法的計算による期間の起算日」という規定があります。それによれば、「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、参入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りではない。」とあります。これから考えると上記条文のただし書き以下に該当する場合を除きa.が正しいと考えられます。

4. (問) 「フレキシブルコンテナバッグ（以下フレコンバッグと略）」を積み上げる作業において、フレコンバッグをラックに載せ、ラックを2段重ねにして全体の高さが2mを越えても、はい作業主任者を選任しなくて良い。何故ならフレコンバッグを荷と考えた場合、1台のラック毎にフレコンバッグが収められており、荷であるフレコンバッグは積み重ねられていない。この考えは正しいでしょうか？

(答) 「はい」は荷を積み上げたものです。固定しないで荷を積み上げた場合は、荷崩れの恐れがあり危険です。

福井労働局のリーフレットにパレット2段を高さ2m以上に積み上げたものがはい作業の例として説明してあります。パレットを荷とみなしており、パレットの中身は議論してありません。これから考えてフレコンバッグを入れたラックが荷で、それを積み重ねて、2m以上の高さになった場合、はい作業主任者を選任する必要があります（なお、荷役機械運転手のみによって行われるものは選任の必要はありません）。

## 『産業医から見た労働衛生コンサルタントの重要性』



労働衛生コンサルタント 神田橋 宏治

働き方改革や健康経営施策の影響を受けて労働者の健康に対する意識は企業・労働者ともに近年になく高くなっております。私は産業医として現在20か所、今まで30弱の事業場を担当させて頂いております。その中でびっくりしたことの一つは衛生体制の差が会社によってあまりにも大きいということです。例えば健康診断を全員受けさせていないとか、長時間残業を平気で放置しているとか、ひどいところでは特化物などの有害作業を行っているにもかかわらず作業環境測定や特殊健康診断を行っていません。経験の範囲で言うと二次産業においては安全には非常に注意をしているが衛生はおろそかになっている傾向にありますし、三次産業ではそもそも衛生概念すらないところがあります。

2つほど具体例をあげましょう。

1. 200人規模の企業です。もともと開発部署があり、年に数回木などを電動のこぎりで切る作業が屋内で行われていました。このことを私は知らなかったのですが産業医面談のときにたまたまあの作業の時はむせるという話になり、対処する必要に迫られ、以下の対策を取りました。法令上の粉じん作業に当たるかどうかを検討する、過去のX線写真を取り寄せじん肺の所見はないかをチェックする、作業を実際にやってもらい作業環境測定をする、排気装置を取り付けその前後で作業環境測定を行うなどです。
2. 300人規模の会社です。有害作業はなかったのですが残業があまりにも多く、衛生委員会も形だけ、ストレスチェックもやっておらず、長時間残業に対する個別対応や職場改善を行っていませんでした。その結果、休職者も多く、次期エース候補の社員が突然退職を申し出るというような事態も頻発していました。前任の産業医からの変更で私が嘱託産業医業務を引き継ぎ、衛生体制の不備を安全衛生委員会で指摘し、衛生管理者並びに役員に衛生に関し優先順位をつけて説明し、個別面談もたくさん行うことにしました。その結果1年後には休職者は半分、2年後には突然の退職者が0になり感謝されております。最近の研究ではメンタルの不調による休職者が一人出るとその3倍のコストが会社にかかるとされています。年収500万円の社員ならば1500万円にもなります。

本来こういった衛生体制は従業員、産業医、衛生管理者、産業保健職、経営陣等が一体となって進めていくべきところですが、しかしながらこのなかで医学的な観点には最も詳しいはずの産業医のレベルにかなり個人差があるというのが現状です。これは一つには産業医資格は50時間のほとんど座学を受講するだけで資格を取れるということがあります。また産業医の多くはOJTを受けたことがありません。私はたまたまコンサルタント資格を持っており労働衛生環境の改善についての知識が通常の産業医よりはあったのでこういった衛生問題にも対処できました。それでもそれまでに当該事業所がコンサルタントによる衛生診断を受けていたらもっと早く改善できたであろうという気持ちはあります。職場も医者だからというので衛生や健康をその医者に任せきりになっていることが多いようです。やはり現場の外からある程度客観的に衛生体制の構築が行われているかをきちんとチェックすることが必要だろうと考えています。そのための資格として、いまだコンサルタントという資格は十分認知されているとは思えません。実際私の名刺には医師・労働衛生コンサルタントと書かれているのですが「なんだこの怪しいコンサル業をやっている男は？」と怪訝な目で見られることも多いのです。

産業保健体制の不備は企業にも従業員にもときに非常に不幸な結果をもたらします。私は、労働衛生コンサルタント・産業医として、産業保健体制の整備・充実に努めてまいります。

## 『腰痛予防と良い姿勢』



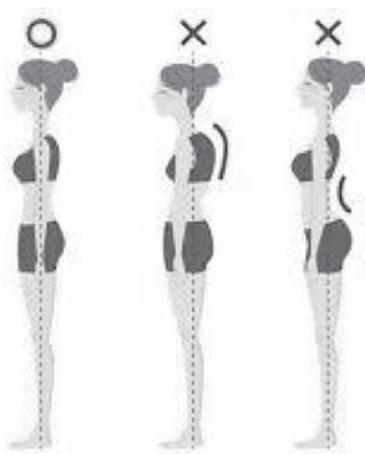
労働衛生コンサルタント 清水 俊貴

2019年5月13日に日本整形外科学会、日本腰痛学会監修による『腰痛診療ガイドライン2019』が発刊されました。初版から7年ぶりの改訂です。ガイドラインでは、有症期間が発症から4週未満を急性腰痛、3ヵ月以上を慢性腰痛、その間を亜急性と定義しています。

### 運動療法は慢性腰痛に対して強く推奨

慢性腰痛には運動療法は有用と強く推奨されていますが急性腰痛、亜急性腰痛にはエビデンス不明として推奨度「なし」とされました。また重要なのは動かすことという割に、動かし方は正解が示されていません。初版では運動種類によって効果の差はない、つまり「どんな運動でも同じ効果」とされており、新ガイドラインにも、「現時点で効果的な運動療法の種類を明確に示す論文はない」と書かれています。一方多くの先生は患者さんにわかりやすい運動としてウォーキングで腰痛を改善しようとする先生が多いです。ここから先は論文がありませんので、歯科医師としての私見ですが、運動する時「舌を上顎にぴったりつけて」(特に舌後方3分の1を上顎につけるように努力しながら)頭から足のくるぶしまで真っ直ぐに立ち、足の母指球でしっかり地面を掴んで立ち、そのいい姿勢をなるべくキープするように歩くと体幹を鍛えることができると考えています。私がスポーツ選手の治療を通じて気づいたこととして、噛み合わせはいいに越したことはありませんが、舌を上顎にぴったりくっつける選手は成績が良いのです。まだ論文化されていないからエビデンスがないだけで、目指す方向性は舌機能を上げ、姿勢よく立つ、動くことだと考えています。体幹トレーニングにはいいフォーム、何よりいい姿勢で立ち、歩くことが重要です。

### フォームの簡単な見分け方は？



図の左端でお示しするように「耳と肩、肘、手、大腿骨頭、膝、足のくるぶし」までが一直線上にあり、胸を軽く開く感じで立つことが大事です。この時、歯と歯を食いしばってははいけません。顎は少し引き気味で、上下の歯を離して、舌は上顎になるべくつけて(できればぴったりとつけて)肩の力を抜き、足の親指付近に重心がくるように立つと腰に負担は少なくなります。

猫背や反り腰になると腰や膝に負担をかけます。労働安全衛生コンサルタントとして、腰痛防止のためには作業環境に配慮することが求められますが、あわせて、その人の身体がなるべくいい姿勢を保つことができるように配慮する必要性もあるのではないのでしょうか。

### いい姿勢と呼吸について

いい姿勢をとることで呼吸は自然と整っていきます。胸式呼吸でも腹式呼吸でもなく、横隔膜を使ってお腹のあたりを下に押し広げるような呼吸になり、腸がとてもよく動きます。胴体部が筒状に膨らみ、一番自然な形で呼吸することができる、自律神経も整います。いい姿勢で過ごすことは単に腰痛予防だけでなく、人が人らしく、活動的に過ごし、また快食快便で健康に過ごすことにつながり、大事なことを考えています。

**東京支部活動記録 (平成31年4月～令和2年3月)**

番号	月日	項目	場所
1	5月15日(水)	会報誌No.25号の発行	—
2	5月30日(木)	第1回 幹事会	東京支部会議室
3	6月18日(火)	令和元年度 東京支部通常総会	学士会館
4	6月18日(火)	東京支部労働安全衛生研修会(第1回)	学士会館
5	7月4日(木)	第16回 東京産業安全衛生大会	一ツ橋ホール
6	7月25日(木)	第2回 幹事会	東京支部会議室
7	7月30日(火)	東京支部労働安全衛生研修会(第2回)	仏教伝道センタービル
8	9月～	受動喫煙防止合同説明会(10回)	各労働基準協会など
9	9月8日(日)	業務部会新入会員オリエンテーション	東京支部会議室
10	9月20日(金)	令和元年度 南関東ブロック会議	芝パークホテル
11	9月27日(金)	第3回 幹事会	東京支部会議室
12	10月2日(水)	産業保健フォーラムIN TOKYO 2019	ティアラこうとう
13	10月10日(木)	東京支部労働安全衛生研修会(第3回)	三田労働基準協会ビル
14	11月8日(金)	東京支部主催 受動喫煙防止説明会 第一回	仏教伝道センタービル
15	11月21日(木)	東京支部主催 受動喫煙防止説明会 第二回	ワйм貸会議室・荻窪
16	11月28日(木)	第4回 幹事会	東京支部会議室
17	12月3日(火)	東京支部労働安全衛生研修会(第4回)	仏教伝道センタービル
18	2年 1月30日(木)	第5回 幹事会	東京支部会議室

### 編集後記

会報誌作成は年間を通じて支部内外の安全衛生活動へ関心を払い、記事の選定、寄稿の依頼、編集期限や文字の大きさ、文字数などの調整があり、にわか編集者として毎回勉強させられる作業です。第26号会報誌は、寄稿者の皆様のご協力、新型コロナウイルス感染症対策の期間中ですが無事に編集できました。広告を頂きました会社の皆様、会員の皆様に心から御礼申し上げます。

広報委員会 (山崎、林、藤井、塩家、澤)

# TOPPAN

音声翻訳によるスマホ・タブレット向け多言語コミュニケーションサービス  
在留外国人や技能実習生とのコミュニケーションに！！

ボイスビズ

# VoiceBiz®

こんなお悩みありませんか？

- ・技能実習生に対する労働条件の説明の際、意図が正しく伝わっているか不安・・・
- ・外国人から新型コロナウイルスについての問い合わせを受けた時に必要な言語の通訳者がいない・・・

## VoiceBizの特徴

### 特徴① 30言語の多言語翻訳

専用アプリに音声やテキストを入力すると、  
音声翻訳11言語、テキスト翻訳30言語の中から選択した言語に自動で翻訳し、  
音声やテキストを出力します。



入力結果、翻訳結果、逆翻訳結果が表示されるので、正しく翻訳されていることを確認することができます。

風邪の症状や三十七度五分以上の発熱が四日間以上続いていますか？  
**Have you had symptoms of a cold or a fever of more than thirty seven point five degrees for more than four days?**  
(風邪の症状が出たり、37.5度以上の熱が四日以上続いたりしていませんか?)

### 特徴② 自治体向けコーパスを搭載

令和元年度までに5年間実施された国立研究開発法人 情報通信研究機構 (NICT) の委託研究の成果である自治体向けのコーパス (大量の対訳) を搭載しています。

(住民登録/国民健康保険/年金/子育て分野等)

### 特徴③ セキュリティ性の高さ

NICTからライセンスを受けた国産翻訳エンジンのみを利用しています。

本サービスは、通信可能なiOS/Androidのスマートフォン・タブレット端末でご利用いただけます。

お問い合わせ▶

**VoiceBiz®** 凸版印刷株式会社 重点商材拡販チーム 担当：杉山、永野

☎ 03-5840-4833 ☎ 112-8531 東京都文京区水道1-3-3

メール info-voicebiz@toppan.co.jp / Web <https://www.toppan.co.jp/biz/social/>

# みんなでチェック! 危険な建設現場のイラスト事例集

危険感受性向上のための安全衛生教育用資料

36の事例から現場に潜む危険ポイントと対策などを読み解く



本書は建設現場における危険感受性を高めるための、イラストを用いた危険事例集です。現実には起こり得る危険な作業場面を想定した36事例を、それぞれチェック用イラストとその詳細な解説で1セットになるよう編集しています。

チェック用イラストページは複数人または一人でそこに潜む危険ポイントを探す際に、解説ページは危険ポイントとその対策についての一例を参照する際にお使いいただけます。

職長や現場作業員など、建設業に従事する方の安全衛生教育時にご活用ください。なお、各事例ページは切り取ってご利用いただけます。

## 掲載事例（一部）

- ・地質・地盤 ガス管の交換工事、道路の掘削工事など
- ・火気・解体 建物の解体工事、組立て中の鉄骨の上でのガス溶接作業
- ・荷扱い トラックの荷締作業、玉掛けした資材をクレーンでつり上げる作業など
- ・足場 移動式足場、ブラケット一側足場の組み立て作業、足場の解体作業など
- ・機械 高所作業車、土砂運搬用コンベヤーの点検・修理など
- ・内装工事 住宅の内部造作、建物の内装工事
- ・衛生 夏期の屋外作業、建築物の石綿除去、トンネル内の作業、ピット内作業、室内での塗装作業など
- ・その他 開口部、交通誘導員、事務所の環境

価格600円＋税 B5判 モノクロ 全80ページ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 監修

お問合せ先：株式会社労働新聞社 出版事業部

〒173-0022 東京都板橋区仲町 29-9

TEL 03-5926-6888

労働新聞社 🔍

<https://www.rodco.jp/>



※本書より、コピー等の使用を希望する場合は、上記問い合わせ先に連絡してください。

講習会のご案内 (公社)東京労働基準協会連合会

(令和2年7月～12月)

講習会名		科目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
技能講習	フォークリフト(11時間)	学科 1日	6/29(月)		8/31(月)		2日(月)		
		実技 1日	3日(金)		4日(金)		9日(月)		
	フォークリフト(31時間)	学科 1日	6/29(月)	7/28(火)	8/31(月)	9/30(水)	2日(月)	1日(火)	
		実技 3日	6/30(火)～2日(木) 4日(土)5日(日)11日(土)	7/29(水)～31(金)	1日(火)～3日(木) 5日(土)6日(日)12日(土)	1日(木)2日(金)5日(月) 3日(土)4日(日)10日(土)	4日(水)～6日(金) 7日(土)8日(日)14日(土)	2日(水)～4日(金)	
	玉掛け	学科 2日	16日(木)～17日(金)	24日(月)～25日(火)	23日(水)～24日(木)	19日(月)～20日(火)	16日(月)～17日(火)	14日(月)～15日(火)	
		実技 1日	20日(月)/21日(火)/22日(水)	26日(水)/27日(木)/28日(金)	25日(金)/28日(月)/29日(火)	21日(水)/22日(木)/23日(金)	18日(水)/19日(木)/20日(金)	16日(水)/17日(木)/18日(金)	
	ガス溶接	学科 1日	6/29(月)	7/27(月)	8/27(木)	9/28(月)	10/29(木)	11/26(木)	
		実技 1日	6/30(火)	7/28(火)	8/28(金)	9/29(火)	10/30(金)	11/27(金)	
	小型移動式クレーン	学科 2日	6日(月)～7日(火)		7日(月)～8日(火)		10/26(月)～27(火)		
		実技 1日	8日(水)/9日(木)/10日(金)		9日(水)/10日(木)/11日(金)		10/28(水)/29(木)/30日(金)		
	床上操作式クレーン	学科 2日		3日(月)～4日(火)		5日(月)～6日(火)		7日(月)～8日(火)	
		実技 1日		5日(水)/6日(木)/7日(金)		7日(水)/8日(木)/9日(金)		9日(水)/10日(木)/11日(金)	
	高所作業車(10m以上)	学科 1日	13日(月)		14日(月)		24日(火)		
		実技 1日	14日(火)/15日(水)/16日(木)		15日(火)/16日(水)/17日(木)		25日(水)/26日(木)/27日(金)		
	プレス機械	学科 2日			1日(火)～2日(水)				
	乾燥設備	学科 2日	16日(木)～17日(金)			21日(水)～22日(木)			
	はい作業	学科 2日		3日(月)～4日(火)		19日(月)～20日(火)		3日(木)～4日(金)	
	木工機械	学科 2日				15日(木)～16日(金)			
	酸素欠乏・硫化水素	学科 2日	7日(火)～8日(水)	18日(火)～19日(水)	8日(火)～9日(水)	6日(火)～7日(水)	10日(火)～11日(水)	8日(火)～9日(水)	
		実技 1日	9日(木)/10日(金)	20日(木)/21日(金)	10日(木)/11日(金)	8日(木)/9日(金)	12日(木)/13日(金)	10日(木)/11日(金)	
有機溶剤	学科 2日	13日(月)～14日(火)	11日(火)～12日(水)	3日(木)～4日(金)	12日(月)～13日(火)	16日(月)～17日(火)	14日(月)～15日(火)		
		21日(火)～22日(水)	24日(月)～25日(火)	28日(月)～29日(火)	28日(水)～29日(木)	26日(木)～27日(金)	23日(水)～24日(木)		
特化・四アルキル鉛	学科 2日	15日(水)～16日(木)	5日(水)～6日(木)	15日(火)～16日(水)	1日(木)～2日(金)	5日(木)～6日(金)	16日(水)～17日(木)		
			27日(木)～28日(金)		14日(水)～15日(木)	24日(火)～25日(水)			
石綿	学科 2日	13日(月)～14日(火)	11日(火)～12日(水)	3日(木)～4日(金)	13日(火)～14日(水)	5日(木)～6日(金)	1日(火)～2日(水)		
		21日(火)～22日(水)	26日(水)～27日(木)	17日(木)～18日(金)	26日(月)～27日(火)	18日(水)～19日(木)	17日(木)～18日(金)		
鉛	学科 2日	2日(木)～3日(金)			22日(木)～23日(金)				
特別教育	自由研削	学科・実技 1日	22日(水)	25日(火)	24日(木)	22日(木)	20日(金)	14日(月)	
	アーク溶接	学科 2日	1日(水)～2日(木)	7/29(水)～30(木)	1日(火)～2日(水)	9/30(水)～1日(木)	4日(水)～5日(木)	2日(水)～3日(木)	
		実技 1日	3日(金)	7/31(金)	3日(木)	2日(金)	6日(金)	4日(金)	
	高所作業車(10m未満)	学科・実技 1日		3日(月)		12日(月)		22日(火)	
	低圧電気	学科 1日	6日(月)	17日(月)	7日(月)	5日(月)	9日(月)	7日(月)	
		実技 1日	7日(火)/8日(水)/9日(木)	18日(火)/19日(水)/20日(木)	8日(火)/9日(水)/10日(木)	6日(火)/7日(水)/8日(木)	10日(火)/11日(水)/12日(木)	8日(火)/9日(水)/10日(木)	
	高圧・特別高圧	学科 2日	30日(木)～31日(金)	31日(月)～9/1(火)	28日(月)～29日(火)	21日(水)～22日(木)	26日(木)～27日(金)	21日(月)～22日(火)	
粉じん	学科 1日	1日(水)		25日(金)		30日(月)			
ダイオキシン	学科 1日		5日(水)			4日(水)			
受験準備	衛生管理者	1種 4日	6/29～2日	27日～30日	24日(月)～27日(木)	28日(月)～10/1(木)	17日(火)～20日(金)	14日(月)～17日(木)	
		2種 3日	6/29～1日	27日～29日	24日(月)～26日(水)	28日(月)～30日(水)		17日(火)～19日(木)	14日(月)～16日(水)
		特例 2日	1日～2日	29日～30日	26日(水)～27日(木)	30日(水)～10/1(木)		19日(木)～20日(金)	16日(水)～17日(木)
X線作業主任者	学科 2日					28日(水)～29日(木)			
その他	携帯用丸のご盤	学科・実技 1日	20日(月)		17日(木)		17日(火)		
	職長教育	学科 2日	2日(木)～3日(金)	3日(月)～4日(火)	1日(火)～2日(水)	1日(木)～2日(金)	10/29(木)～30(金)	3日(木)～4日(金)	
	安全衛生推進者	学科 2日	20日(月)～21日(火)	6日(木)～7日(金)	15日(火)～16日(水)	20日(火)～21日(水)	4日(水)～5日(木)	1日(火)～2日(水)	
	衛生推進者	学科 1日	17日(金)	28日(金)	14日(月)	16日(金)	20日(金)	18日(金)	
	安全管理者選任時研修	学科 2日	27日(月)～28日(火)	11日(火)～12日(水)	23日(水)～24日(木)	14日(水)～15日(木)	24日(火)～25日(水)	21日(月)～22日(火)	
	衛生管理者能力向上	学科 2日				26日(月)～27日(火)			
KYT研修	学科 1日	6日(月)	17日(月)	14日(月)	5日(月)	9日(月)	7日(月)		

※ 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなります。  
 ※ 講習会に関する詳細はホームページ又は講習案内をご覧ください。  
 ※ 本スケジュールは本部安全衛生研修センター(江戸川区中央1-8-1)で実施する講習です。各支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)で実施する講習については、各支部のホームページをご覧ください。

**講習に関する詳しい内容・お申し込みはこちらから**

(公社)東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センター  
 〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1 東基連 検索  
 TEL 03-5678-5556 FAX 03-5678-6433

# 安全衛生法令関連業務を強力にサポート!

膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール



## 安全衛生セレクション

著者：村木宏吉（労働衛生コンサルタント/元神奈川労働局主任労働衛生専門官）他  
年間利用料 1ライセンス 定価 本体90,000円+税

- ①安全衛生関係法令をWEBで一括管理!  
情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます!
- ②膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ!
- ③届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した『法令別要求事項』を掲載! 労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です!



### CONTENTS (一部)

改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの安衛法関連の通達約1,700本を収録
法令別要求事項	安衛法と特別規則16本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つ チェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化(約250本) 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	安衛法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある質問と回答を相談事例として提供
メールマガジン	安全衛生法令に関する改正情報やニュースをメールマガジンで配信(月1回)

誰でも手軽に社内講師に! 研修準備をサポート!

## みんなで学ぶ労働安全衛生 研修ツール

専用WEBサイト

法改正に対応して  
内容を更新!!

受講者用スライド + 講師用スクリプト + 確認テスト

ダウンロード後、自社用にカスタマイズ可能!

自分の身を守るための最低限の知識を身につける!

【仕様】ダウンロードサイト(年1回更新)  
※動作環境についてはホームページをご覧ください。

【価格】年間利用料 初年度 本体48,000円+税  
2年目以降 本体12,000円+税

商品の詳細は



第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640